平成 28 年度税制改正にかかる基本方針

民主党

1. 格差是正のための税制改革

(1) 改革の視点

- 〇所得については、給与所得者のうち、年収200万円以下の人が1,139万人に のぼり、全体の4分の1を占めるに至っている。子どもの貧困率は16.3%を 記録している。
- 〇資産については、3,000万円以上貯蓄のある世帯が1割弱ある一方で、貯蓄がない世帯が16%にのぼるなど、格差拡大の傾向は顕著である。
- 〇生まれた環境により将来が大きく左右されるような状況を放置すれば、格差 の固定の進行は必至である。将来を担う若者の多くが頑張りようもない、頑 張っても報われないと感じる社会には、安定も活力も望めない。
- 〇しかし、いまの税財政政策はこうした問題に対応できていない。格差是正の 観点からの税制改革が必要である。

(2) 個人所得課稅

- ①これまでの税制改正
- 〇所得税については、累次の改正により、税率の引き下げ・その適用範囲の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引き上げが行われ、所得再分配機能が低下してきた。

②金融所得課税の見直し

- 〇平成26年1月から、上場株式等譲渡益課税が10%から20%に引き上げられてはいるが、所得再分配機能回復、格差是正の観点から、例えば金融所得について5%の引き上げなどなお一層の適正化が考えられる。
- 〇得られた財源については、子どもの貧困対策、高齢者の貧困問題に優先的に 充てていくべきである。
- 〇なお、申告納税者の所得税負担率を見ると、1億円超から急激に負担率が下がっている。これは分離課税となっている金融所得に軽課していること等に

よる。

- ③所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ
- 〇所得再分配の観点、子育て等で負担の大きい給与所得者を支える観点などから、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」の流れを進める べきである。
- 〇その流れの中で、共稼ぎ世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行うべきである。格差是正の観点から消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除を早急に導入するとともに、子育て支援、ワーキングプア対策の視点を加味し給付付き税額控除の導入に向けた検討を行うべきである。

④最高税率等の見直し

〇所得税については、平成 27 年分から最高税率引き上げ、給与所得控除について平成 25 年から上限設定、平成 28 年以降の上限引き下げ、復興特別所得税など、類似の負担増が行われ、今後も行われる予定である。したがって平成 28 年度にさらなる負担増を行うことは適当とは言えない。中長期的に最高税率を含む税率構造の見直しを検討すべきである。

(3) 相続税

〇相続税については、平成 27 年 1 月 1 日より、基礎控除引き下げ、最高税率 引き上げなど、負担増を行ったばかりである。その影響を見極める必要があ り、平成 28 年度にさらなる負担増を行うことは適当とは言えないが、中長 期的には最高税率を含む税率構造の見直しを行うべきである。

2. 消費税

- 〇消費税を予定通り引き上げる前提は、事前に経済環境の整備を行うこと、総合合算制度などの低所得者対策を含む社会保障の充実・安定化を約束通り実施すること、議員定数を含む身を切る改革を実施することである。
- 〇なお、引き上げの際には、単一税率を維持し、格差是正の観点から逆進性対 策は、消費税の払い戻し(給付付き税額控除)で行うべきである。
- 〇軽減税率は、社会保障の充実・安定化の財源を大きく失わせ、改革の意義を 後退させる。また、高額のものが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくな

るものであり、格差是正効果は薄い。

〇なお、医療機関・介護施設等のいわゆる損税問題 (控除対象外消費税問題) について、措置を講じ解決を図るべきである。

3. 法人所得課税

- 〇法人実効税率については、適切な代替財源を確保できるのであれば中長期的には引き下げるのが好ましいが、この間の税率引き下げによる賃上げや設備 投資への効果が見えない現段階でさらに引き下げることは適当とは言えない。
- 〇むしろ、研究開発や設備投資の増進、賃上げにつながる適切な税財制上の措置を講ずるべきである。
- 〇ただし、雇用の維持・拡大、中小企業の育成・発展に悪影響を与える「外形標準課税の拡大」や「中小法人 15%軽減税率見直し」などを代替財源とすることは、成長戦略に反し本末転倒である。

4. 自動車関連諸税

- 〇消費税、二重課税を踏まえ、ユーザーの負担を確実に軽減するため、自動車 取得税廃止・自動車重量税の当分の間税率の廃止を含む車体課税の抜本見直 しを行うべきである。
- 〇取得税廃止の代替財源として、新たな環境性能課税を導入することは、税制を一層複雑にするばかりか、自動車取得税廃止を無意味にするものであり、撤回を求める。
- 〇軽自動車税(四輪及び二輪)などの自動車関連税制を増税することは、生活 に欠く事のできない移動手段である自動車や二輪に、容赦なく税の網を新た にかけるものであり、断じて容認できない。
- 〇適用期限が到来するグリーン化特例は、現行制度のまま一年間延長するべき である。

5. 寄附金税制

○新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充すべきである。NPO等に対する支援税制について改善を図り、大学等に対する寄附金税制も充実させるべきである。

6. 個別間接税

○酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点から見直しを行う必要がある。特に諸外国に比べても税率の高いビールについては、税率を引き下げるべきである。平成28年3月末で適用期限を迎えるビールに係る酒税の税率の特例は、延長・恒久化を行うべきである。

7. 住宅対策

○住宅産業はすそ野が広い産業であり、駆け込み需要と反動減が経済及び雇用に大きな影響を与えている。税制、歳出両面から、住宅購入者支援、特に中古住宅市場の活性化を念頭に、低迷が続く住宅市場へのテコ入れを図るべきである。

8. 事業承継税制

- ○経営者の高齢化が進んでいるものの、円滑な事業承継が進まず、高度な技術 や競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業 も少なくない。
- 〇雇用を支え、地域経済の中核となっている中小企業の事業承継の円滑化を推進するため、取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直しを図るべきである。

9. その他

- 〇郵便貯金銀行、郵便保険会社、日本郵便株式会社については、民営化の進展 も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの提供義務に応じた税財政上の措置を 検討の上、所要の措置を講じるべきである。
- ○租税特別措置等については、「租特透明化法」による国会報告に基づき、効果が不明なもの、役割を終えたものなどは廃止し、真に必要なものは恒久措置へ切り替えるべきである。
- 〇なお、民主党の各部門が重点として要望する租特等(別紙参照)については、 いずれも重要性の高いものであり、措置を講じるべきである。

以上